

船橋市障害者紙おむつ等購入費用支給要領

(目的)

第1条 この要領は、紙おむつ等購入費の支給に関して、船橋市身体障害者等日常生活用具費支給に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(支給の要件)

第2条 紙おむつ等購入費の支給を受けることができる障害者は、3歳以上であつて、紙おむつ等の用具類を必要とし、次の各号に掲げるいずれかの要件を備えた者とする。

- (1) ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を着用することができない者又は二分脊椎による排尿機能障害若しくは排便機能障害のある者。
- (2) 18歳未満に発症した疾病のうち、脳性麻痺等脳原性運動機能障害又は18歳未満には原因が明らかにならない神経原性の全身障害により、排尿又は排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等使用意見書（第1号様式）により以下の条件を全て満たす者。
 - ア 座位能力、移動能力、移乗能力のうち、いずれかが「何れの方法でも不可能」若しくは「不可能（全介助）」、又は便座からの起立・着座が「何れの方法でも不可能」である。
 - イ 尿意・便意の意思伝達がいずれも「可能であるが不確実」又は「全く不可能」である。
 - ウ 現在の排泄について、排尿、排便がいずれも「要介助」又は「全介助」である。
 - エ 介助による排泄の可能性がいずれも「不可能」又は「可能であるが不確実」である。
 - オ おむつの使用状況が「終日使用している」状態である。
 - カ 紙おむつの必要度について、「常時紙おむつが望ましい」又は「常時紙おむつでなければならない」である。
 - キ 教育・訓練による排泄動作・意思伝達能力の獲得の可能性が「困難」又は「不可能」である。
 - ク 紙おむつを使用することにより、排泄動作・意思伝達能力の獲得を妨げることについて、「ならない」である。

(調査)

第3条 第2条(2)に該当する紙おむつ等購入費の支給を受けようとする者は、紙おむつ等使用意見書（第1号様式）の作成を医師へ依頼し、市長へ提出する。

(再調査)

第4条 第2条(2)の該当者で紙おむつ等購入費支給の決定を受けた者であつて、次の各号に該当する場合は、第3条に掲げる調査を行い、支給の可否を改めて決定することとする。

- (1) 身体障害者手帳に再認定の記載がある者で、当該手帳の再認定時期にさしかかった者。
- (2) その他市長が必要であると認める者。

附 則

- 1 この要領は平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に、身体障害者福祉法又は児童福祉法に基づく紙おむつの交付を受けていた者については、第4条に掲げる再調査を行う場合を除き、第3条に掲げる調査を行うことを要しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

紙おむつ等使用意見書

年 月 日

船橋市長 あて

医療機関名

医師氏名

対象者氏名		男・女	生年 月日	年 月 日生 (歳)
-------	--	-----	----------	-------------

下記項目の全てにご記入をお願いします。

1. 障害の状況

(1) 現症

①身体障害

②知的障害

最重度 重度 中度 軽度 境界域 普通域

(2) 運動機能障害・知的障害

①運動機能障害・知的障害の原因となった傷病名

原因不詳

②運動機能障害の区分 1 脳原性 2 非脳原性

③発現年月日及びその症状

年 月 日 (歳 月)

2. 身体状況

(1) 座位能力 (例えば、洋式便座に座ること)

1 支持なしで可能 2 背もたれで可能 3 排便補助具等の支持装具で可能
4 何れの方法でも不可能

(2) 移動能力

1 歩行可能 2 介助歩行可能 3 車いす自操可能 4 電動車いす操作可能
5 いざり等可能 6 不可能 (全介助)

(3) 移乗能力 (例えば、車いす⇔便座などの乗り移り)

1 自立 2 要看視 3 要介助 4 不可能 (全介助)

(4) 洋式便座から立ち上がること、洋式便座に座ること

1 支持なしで可能 2 手すりで可能
3 排便補助具等の支持装具で可能 4 何れの方法でも不可能

3. 意思伝達の状況

(1) 尿意・便意の意思伝達

- ① 尿意 1 言葉で可能 2 動作で可能 3 可能であるが不確実 4 全く不可能
② 便意 1 言葉で可能 2 動作で可能 3 可能であるが不確実 4 全く不可能

4. 排泄の状況

(1) 現在の排泄

- ① 排尿 1 自立 2 整った環境・設備で自立 3 誘導で可能 4 要介助 5 全介助
(4、5の場合の具体的方法)
② 排便 1 自立 2 整った環境・設備で自立 3 誘導で可能 4 要介助 5 全介助
(4、5の場合の具体的方法)

(2) 介助による排泄の可能性(上記4、5の場合、下記条件で可能か。)

①時間誘導での排泄は

- ・排尿 1 可能 2 不可能 3 可能であるが不確実
・排便 1 可能 2 不可能 3 可能であるが不確実

②排便補助具等の支持装具があれば

- ・排尿 1 可能 2 不可能 3 可能であるが不確実
・排便 1 可能 2 不可能 3 可能であるが不確実

③介助者がいれば便器での排泄は

- ・排尿 1 可能 2 不可能 3 可能であるが不確実
・排便 1 可能 2 不可能 3 可能であるが不確実

(3) おむつの使用状況

① いつから使用していますか。

② 現在の使用状況

- 1 使用していない 2 一部使用している(外出時、日中、夜間、学校、施設)
3 終日使用している

(4) 紙おむつ等の使用について

① 排泄管理上、紙おむつの必要度はどのくらいか。

- 1 紙おむつを使用することは好ましくない。(理由)
2 紙おむつでなくてもよい。(他で代用可能。例えば)
3 紙おむつが望ましい。
4 常時紙おむつが望ましい。
5 常時紙おむつでなければならない。

② 教育・訓練による排泄動作・意思伝達能力の獲得の可能性はあるか。

- 1 可能 2 困難 3 不可能 4 どちらともいえない

③ 紙おむつを使用することにより、排泄動作・意思伝達能力の獲得を妨げることにならないか。

- 1 ならない 2 なる 3 どちらともいえない

④ ストマ用装具に代えて必要とされる用具

- ・排尿用具 1 紙おむつ 2 脱脂綿 3 サラシ 4 ガーゼ 5 洗腸用具
・排使用具 1 紙おむつ 2 脱脂綿 3 サラシ 4 ガーゼ 5 洗腸用具